

# 令和 7 年度第 1 回長野県公共事業評価監視委員会 議事録

日 時：令和 7 年 7 月 31 日（木）13 時 30 分から 17 時

場 所：長野県庁議会棟 402 号会議室

（事務局）

本日は、大変お忙しいところご出席いただき誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和 7 年度第 1 回長野県公共事業評価監視委員会を開催いたします。私は、本日の司会進行を務めます長野県総務部コンプライアンス・行政経営課の池田と申します。よろしくお願いします。

開会にあたりまして、総務部長の須藤俊一よりご挨拶申し上げます。

（須藤総務部長）

総務部長の須藤俊一でございます。令和 7 年度第 1 回長野県公共事業評価監視委員会の開催にあたりましてご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、日頃より各分野においてご活躍いただいていることに敬意を表するとともに、長野県政の推進に格別のご理解、ご協力を賜り、感謝を申し上げる次第でございます。

また、本日はご多用の中、ご出席をいただき、重ねてお礼を申し上げます。

県では、近年激甚化、頻発化する自然災害への対応や、防災減災のために必要な公共事業を着実に進めているところでございます。

一方で将来世代への過度な負担の抑制のため、新たな整備より、既存施設の修繕などに重点化することが必要となってきたと認識しております。

このような状況の中、事業実施の妥当性と事業着手の優先度の二つの視点から新規事業の着手箇所を厳選していくことが重要であるというふうに考えております。本年度の審議対象案件ですが、新規評価が 5 か所、再評価 42 か所、事業評価 10 か所の計 57 か所の評価案ということになっております。

この後、それぞれの事業担当セクションの担当者の方から、それらの案件の県の評価案について、ご説明をさせていただきますので、各事業を取り巻く社会状況等を勘案し、審議対象箇所を抽出、審議していただいた上で改善すべき点があると認めたときには、知事に対して意見の具申をいただきますようお願いいたします。

県が実施する公共事業評価が、より客観的で透明性の高いものとなるよう、評価監視委員の皆様それぞれの立場から、忌憚のないご意見をいただき、公共事業の実施に評価

させてまいりたいというふうを考えております。

今年度の審議が充実したものとなりますよう、ご協力をお願い申し上げます。

(事務局)

ここで総務部長は所用がございますので退席させていただきます。

本委員会は、長野県附属機関条例に基づき開催しております。条例については、参考資料に添付してありますので、ご確認をお願いします。また、会議は公開で行い、議事録を県ホームページで公表いたしますのでご承知おさください。

本日、古本委員長、加々美委員、新宅委員、鈴木委員が都合により欠席されております。本日の委員会は、委員 11 名中 7 名の出席により過半数に達しておりますので、長野県附属機関条例第 6 条第 2 項の規定により、本委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

本日、古本委員長が欠席のため委員長代理の熊谷委員に議事の進行をお願いしたいと思います。

それでは、熊谷委員長代理からご挨拶をお願いいたします。

(熊谷委員長代理)

皆さんこんにちは。

本日、古本委員長が都合により欠席のため、昨年度委員長代理に指名していただきました熊谷が、運営を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。本日は、お暑期中、また、ご多忙のところ、多くの委員にご出席いただきましてありがとうございます。

公共事業は、県民の安全安心や社会経済環境の基盤を整備する役割を担っておりますが、税金を使って整備しているということから、より効率的、効果的な運用が求められます。また、県民にもわかりやすい制度にしていくということが重要になります。このため、長野県の公共事業評価制度においては、第三者的な立場でチェックを行う本委員会の役割というものが非常に大きくなっているところでございます。

近年の長野県の公共事業評価につきましては、新たな評価制度の運用開始ですとか、様式の見直しなど、改善が図られているところでございますが、昨年度の委員会において、事後評価の対応方法などについてご意見を県の方に具申し、本日、その見直し案の説明も行われるとお聞きしております。

引き続き、公共事業評価制度がより良いものとなるよう、本委員会から提言を行っていきたいと考えておりますので、本日も忌憚のないご意見をよろしくお願いいたします。

本委員会では、今ご説明のあったとおり、以降の委員会で審議対象となります詳細審議

箇所の抽出というのが大きな審議事項になります。活発な審議を行えるよう努めてまいりますので、委員の皆様におかれましては、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

私からは以上となります。

(事務局)

ありがとうございました。

これより議事に入ります。

リモート参加の皆様につきましては、ご発言いただくとき以外は、音声をミュートにさせていただきますようお願いいたします。ご発言される際は、マイクをオンにしてお申し出ください。Zoomの挙手機能を使っても構いません。また、会場の音声が聞き取りにくいなど、審議に支障があれば会議中でも遠慮なくマイクをオンしてお申し出ください。

次に、資料の確認をさせていただきます。本日の委員会はペーパーレスで行います。会場の皆様は、お手元のタブレットを端末をお使いください。1週間前に委員の皆様には事前送付資料をお送りさせていただいております。事前にご覧いただいた資料の量が大変多くなっており申し訳ありませんでした。会場の皆様方は、お手元のタブレットの★当日説明資料というフォルダをご覧ください。また、リモート参加の委員の皆様は、7月24日（木）に送付させていただきました★当日説明資料のデータをお使いいただければと思います。当日説明資料の中に資料1 令和7年度公共事業評価についての資料がございます。各課名のフォルダ内に各課ごとの新規評価、再評価、事後評価のファイルがまとめて保存してあります。

本日の説明では、所管する各課ごとに説明を行いますので、本日はこちらのフォルダをお使いください。ファイル名の冒頭に【説明あり】と記載のある箇所を代表箇所として、説明させていただきますと思います。

資料5は、詳細審議箇所の抽出を行っていただく際の事務局案となっています。後ほどご説明させていただきます。

資料6は、令和6年度にご意見いただきました事後評価の様式の見直しに関する説明資料になります。なお、再評価の様式も併せて見直しを行いたいと考えておりますので後ほど説明させていただきます。

参考資料として、長野県附属機関条例、実施要綱・要領を保存いたしました。

資料の確認並びにタブレット操作については、よろしいでしょうか。それでは、議事に入らせていただきます。

議事進行につきましては、附属機関条例第6条第1項並びに第5条第3項により、委員長代理をお願いいたします。それでは、よろしくお願いいたします。

(熊谷委員長代理)

それでは、次第に従いまして議事を進めてまいります。

(1) 令和 7 年度公共事業評価について、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

政策評価担当課長の神津です。よろしくお願いいたします。

資料 1 の 2 ページ、新規評価の実施フローをご覧ください。中ほどに色が付いている部分が、長野県公共事業評価監視委員会、本日の委員会となります。左側、長野県公共事業評価委員会で先日、県の評価案を決定をいたしました。

本日は、県の評価案についてご審議をいただき、委員の皆様からいただいたご意見を参考に、本委員会で県の評価を確認するという流れになります。

再評価と事後評価についても同様です。

4 ページをご覧ください。今後の実施スケジュールになります。

5 ページ以降の表が、本日の審議対象箇所の一覧となります。

先ほど、総務部長もご挨拶で申し上げましたが、今年度、上から新規評価 5 か所、長野県評価委員会の評価案は、いずれも事業着手。再評価 42 か所、県の評価案は継続が 40 か所、一部事業を見直す計画変更が 17 番と 26 番の 2 か所となっております。事後評価 10 か所は、全て A 評価という形となっております。表の中ほどより少し右側の列に監視委員会説明という欄に『○』がありますが、質疑・審議は全箇所を対象といたします。評価区分ごと、説明箇所の選定理由を記載してございます。新規評価は、各事業のうち、事業費が最大の箇所を。再評価は、残事業費の大きい箇所を中心にご説明いたします。

なお、再評価につきましては、部局の対応方針案が計画変更となっております 17 番と 26 番の 2 か所、また、特に説明が必要な箇所を別途選定をいたしております。事後評価は、今年度の委員会で新規評価と再評価でご説明していない事業区分の中から、事業費の大きい箇所を説明いたします。

なお、各課説明時間の割り振りをしておりますので、時間終了のタイミングでこちらからお知らせをさせていただきますので、あらかじめご承知おきください。

事務局からは以上です。

(熊谷委員長代理)

ご説明のありました長野県の公共事業評価の制度、それから本委員会の位置づけ、そして今年度の公共事業評価監視委員会における説明対象箇所について、ご質問がございましたらよろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。昨年度と基本的には、変わっていないというところがございますので、それでは次に進めてまいりたいと思います。

これから各事業の説明をお願いしたいと思います。

円滑な議事の進行のため、委員の皆様には、事前に資料を配布し、ご確認いただいていることになっておりますので、本日は先ほど説明がございましたとおり、各事業種類の代表的な箇所のみご説明をいただきます。担当課ごとに説明をお聞きし、各課ごとに説明箇所以外の箇所も含めて質疑応答の時間を取らせていただきます。県の評価案について、ご意見や内容について確認したい点などがございましたら、質疑応答の際にご発言をいただきたいと思います。

また、本年度の審議案件は 57 か所と非常に多くなっております。これだけの箇所を詳細審議することが難しいため、長野県公共事業評価実施要綱第 16 の規定に基づき、今後の委員会で詳細に審議する箇所を抽出してまいりたいと思います。この抽出議案については、今日の議事の（3）になります。これについては、全ての説明と質疑終了後に検討したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、最初に道路管理課の所管事業について審議を行います。

再評価 41 熊坂の説明をお願いします。

（道路管理課）

道路管理課です。

03 道路管理課の【説明あり】再評価 41 道路環境対策事業 熊坂のファイルをご覧ください。

41—1 ページをご覧ください。

道路環境対策 主要地方道 飯山妙高高原線、上水内郡信濃町熊坂について説明します。

全体計画の概要は、全体延長 L=400m、車道幅員 5.5m、全体幅員 7.0m、スノーシェルター工 L=400m です。採択年度は、令和 2 年度。完成予定年度は、当初の令和 8 年度から令和 10 年度に延長します。全体事業費は 8 億円です。令和 7 年度以降の残事業費は約 7 億 6,300 万円です。令和 6 年度末の進捗率は 4.7%、用地進捗率は 0%です。評価対象事業事由は、事業採択後、一定期間を経過した後も未着工の箇所になります。費用対効果については、事業全体 B/C が 1.5。残事業費 B/C が 1.6 となります。

41—2 ページをご覧ください。

本事業の概要について説明します。

主要地方道飯山妙高高原線は、飯山市を起点とし、新潟県妙高市へ通じる幹線道路であり、野尻湖等の主要観光地にアクセスする重要観光道路でもあります。当該箇所は、新潟県との県境付近に位置しており、特別豪雪地帯となっています。当該区間は、平均縦断勾配 11%、最急勾配 16%と急であるとともに、日陰部かつ急カーブであるため、冬期には積雪や凍結によるスリップ車両が発生している状況となっています。そのため、スノーシェルターの設置により、冬期の安全な交通の確保を図るものであります。本路線に並行して 1 級河川古海川が流れており、東北電力の取水施設等が設置されています。それらの施設は写真にお示したとおりです。

41—3 ページをご覧ください。

変更内容についてですが、関係機関との協議に不測の日数を要したため、2 年間の工期延長を行いたいと考えております。これまでの経過を簡単に説明します。令和 2 年から 3 年度に測量、地質調査を行い、令和 4 年度にスノーシェルターの詳細設計に着手しました。一番上の平面図にお示したとおり、東北電力の施設が近接しているため、協議を行ったところ、施設の維持管理のための開口部を設置することを要請されました。スノーシェルターの標準横断図と開口部横断図を中央にお示しております。開口部を設けると、そこに積雪、凍結が発生する危険性があるため、東北電力との協議や、対応策の検討に 2 年ほど要したところ です。協議および検討の結果、開口部に消雪施設を設置する方向で双方合意が得られたところ です。

41—1 ページにお戻りください。

建設部公共事業評価委員会および長野県公共事業評価委員会の意見は記載のとおりです。説明は以上です。

(熊谷委員長代理)

それでは、ただいまの説明に対して質疑をお願いしたいと思います。

また、本日、説明がなかった道路管理課所管の対象箇所、事後評価 8 番、事後評価 9 番、この 2 件についてもご質問がありましたら、あわせてお願いしたいと思います。

それでは、特にご質問ご意見ないということですので、道路管理課所管事業については、以上で終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

(熊谷委員長代理)

それでは、道路建設課の所管事業について審議を始めたいと思います。

道路建設課の所管事業につきましては、新規評価 3 阿久～坂室、それから再評価 24 姥神峠道路（延伸）、再評価 26 鈴子バイパスの 3 つの事業が挙げられておりますので、

説明を一括してお願いします。

(道路建設課)

道路建設課です。

まず、ファイル 1 新規\_03\_道路改築\_阿久～坂室をご覧ください。

事業名は、一般県道払沢茅野線 原村～茅野市 阿久～坂室となります。県総合 5 ヶ年計画における位置づけは、災害に強い県づくりの推進。本州中央部広域交流圏の形成として事業着手箇所位置づけしております。

現状と課題、事業目的ですが、本路線は原村と茅野市を結び、第 2 次緊急輸送道路に指定されている道路となっております。現道は、①の JR 下を通りかつクランクとなっている箇所、②の柏木地区の幅員狭小区間が県道におけるネック箇所となっており、交通に支障をきたしている状況です。また、茅野市側から旧国道 20 号区間、茅野市および原村により道路改良が完了している区間になります。本事業箇所は、道路新設により、改良済みの茅野市道と原村道を繋げる道路となります。また、事業完了後には、現県道を一括して振り替えることとしております。これにより、事業目的を達成させることとしております。着手年度は令和 8 年度、完成年度は令和 15 年度、事業期間は 8 年間で予定しております。事業内容は、道路改築工延長 0.8km、幅員は車道 6.0m、全体幅員 10.0m です。事業費は 13 億円となります。事業効果としまして、費用便益比が 1.3 となります。地域からの要望は、茅野市、原村より毎年事務所要望があり、昨年度までに両市村、地元や関係者への説明を行い、合意形成が得られております。評価結果ですが、妥当性評価が『○』、優先度評価が『3.8』となります。また、事業を所管する建設部公共事業評価委員会の意見案は、記載のとおりです。

説明は以上となります。

続きまして、ファイル 02 再\_24\_道路改築\_姥神峠道路（延伸）をご覧ください。

道路改築事業 一般国道 361 号 木曽町 姥神峠道路（延伸）について説明いたします。全体計画の概要は、道路築造として、全体延長 3.5km、車道幅員 7.0m、全体幅員 10.5m となります。採択年度は令和 3 年度、完成予定年度ですが、当初の令和 9 年度から令和 13 年度に 4 年延長いたします。全体事業費は当初の 130 億円に対し 160 億円で 30 億円の増額となります。令和 8 年度以降の残事業費は 109 億 9,500 万円です。令和 7 年度末の進捗率は 31.3%、用地進捗率は 8.7%となります。評価対象事業事由は、事業採択後、長期間を経過している箇所となります。費用対効果 B/C は全事業全体で 1.2、残事業で 1.4 となります。

続きまして、24—2 ページをご覧ください。

本事業の概要と現在の状況について説明します。

一般国道 361 号は、岐阜県高山市と伊那市を結ぶ広域的な幹線道路で、伊那市から木曽郡木曽町日義間については、地域高規格道路伊那木曽連絡道路として整備が進められ、平成 17 年度までに、伊那市から木曽側の神谷ランプ橋までが供用開始しております。また、当該区間は第 1 次緊急輸送道路であり、令和 4 年には重要物流道路にも指定されております。神谷ランプ橋から国道 19 号までの間ですが、現道が一定レベルの機能を有していることから、平成 23 年度に一時休止となりました。その後、頻発する集中豪雨により度々、法面崩落による通行止めが発生したこと、特に、令和 2 年 7 月豪雨では約 5 ヶ月間の通行止めが発生したことなどの状況を踏まえ、令和 3 年度から事業を再開しております。

今回の事業は、トンネル 3 本、橋梁 8 橋により、延長 3.5km の道路を新設するものです。

続きまして 24—4 ページをご覧ください。

変更内容について説明します。

変更理由 1 ですが、トンネル非常用設備として、消火栓等の追加となります。詳細設計を行う中で、警察、消防と防災設備に関する協議を行っておりますが、その際、3 本のトンネルと 2 本の橋梁で繋がる区間は、車両火災等発生時に避難手段がないことから、消火栓等の設備が必要とされました。このため、非常電話や押しボタン通報装置等の非常用設備に加え、消火栓給水設備を新たに追加するため、工事費が 5 億円の増額となるものです。

変更理由 2 ですが、新規評価時に比べ、建設資材や労務費の単価が上昇したことにより、24 億円の増となります。

変更理由 3 ですが、事業休止前に施工した 0 号橋の下部工について、最新の耐震性能を満足させるために行った補強工事で 1 億円の増となります。

変更理由 4 ですが、今年度までの実施行程を踏まえ、トンネル工事の着手が、令和 9 年度、消火設備の追加工事でさらに 1 年必要となり、合計 4 年延長するものです。

24—1 ページにお戻りください。

建設部公共事業評価委員会の意見案としては、記載のとおりとなります。本件についての説明は以上です。

続きまして、ファイル 3 再\_26\_道路改築\_鈴子バイパスをご覧ください。

道路改築事業 主要地方道 上田市 鈴子バイパスについて説明いたします。

全体計画の概要ですが、道路築造として、全体延長 2,000m、車道幅員 6.5m、全体幅員 26.25m となります。採択年度は、令和 3 年度、完成予定年度ですが、当初の令和 11 年度から令和 15 年度に 4 年延長いたします。全体事業費は当初の 9 億 5,000 万円に対し、34 億円で 24 億 5,000 万円の増額となります。令和 8 年度以降の残事業費は 32 億円です。令和 7 年度末の進捗率は 5.8%、用地進捗率は 1.0% です。評価対象事業事由は、全体事業費が著しく増加する変更が生じる箇所となります。費用対効果 B/C ですが、事業全体で 1.4、残事業で 1.5 となります。

続きまして 26—2 ページをご覧ください。

本事業の概要と現在の状況について説明します。

主要地方道 別所丸子線ですが、上田市別所地域と丸子地域を結ぶ幹線道路であり、別所温泉への観光、工業団地への物流、通勤・通学路として利用されております。現道の状況ですが、集落の中を通過しており、幅員が狭く、すれ違いが困難な区間で歩道がないため、集落を通過する大型車両と通学児童や沿線住民の往来が錯綜しており、大変危険な状況となっております。また、平井寺、三才山、新和田の各有料道路が無料化したことにより、当該路線の交通量が増加しており、今後さらに増える見込みとなっております。当事業では、通過交通の分離と沿線住民の安全確保を図るため、都市計画決定されている上田市都市環状道路として、バイパスにより整備を行うものです。

続きまして 26—4 ページをご覧ください。

事業計画の変更内容について説明します。

将来計画は、都市計画決定に基づき、車道 4 車線、両側歩道と自転車道を設置する計画となっております。当初事業計画ですが、早期供用を目指し、車道 2 車線を先行して整備し、その整備に必要な最低限の用地を取得する計画としておりました。今回の変更では、事業化以降の社会情勢の変化を踏まえ、車道 2 車線に加え、歩道および自転車道を追加するとともに、用地も全体必要範囲へ拡大して取得するものです。主な社会情勢の変化としては、令和 3 年 6 月の千葉県八街市の通学路で発生した、小学生が死傷する交通事故を受け、現道における通学路緊急合同点検が行われました。現道では、歩車道分離を行う対策ができないことから、本バイパスへの早期歩道整備に対する要請が高まったこと、また、併せて歩行者と自転車利用者の安全性の確保の観点から自転車道の整備を行うこととしました。さらに、令和 6 年度に改定された上田市都市計画マスタープランとの整合性を改めて確認した上で、地権者への負担軽減、工事の手戻り影響を再検討し、地元との合意形成を踏まえて変更するものです。

26—5 ページをご覧ください。

変更理由について説明します。

変更理由 1 として、用地費で 8.4 億円。2 として、橋梁やボックス等工事費が 3.4 億円。3 として、土工や排水構造物等工事費が 8.5 億円。4 として、物価上昇等により約 1 億円。それぞれ増額となっております。また、変更理由 5 として、今回の計画変更に伴い、設計で約 1 年、工事で約 3 年、合計 4 年、事業期間を延長いたします。

26—1 ページにお戻りください。

建設部公共事業評価委員会の意見案は記載のとおりとなります。説明は以上です。

（熊谷委員長代理）

まず、ご説明のありました 3 つの事業について、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。いかがでしょうか。

（小山委員）

信州大学の小山です。

わからないのでお聞きたい。再評価に関して、すごい増額になっている箇所がありますが、これは問題にならないのでしょうか。

（事務局）

問題にならないというのは、個々の事業の増額理由だけではなく、長野県としてということによろしいでしょうか。

（小山委員）

当初事業に対しての比率が、ものすごく上がっている。そういうこと自体が問題にされないのか教えていただきたい。3 倍くらい上がっていますが、そういう大幅な増額を伴う変更自体は特に問題にしなくていいのか。その理由とかではなくて、3 倍以上の大幅増加ということは後で問題にならないのかということをお聞きたいです。

（事務局）

事業上は、理由があって、やむを得ず増額になってしまうということで、一つ一つの理由を確認し、結果として倍になってしまうこともある。特に倍になるから、継続できないということはありません。ただ、どうして増えたのかという理由をしっかり確認し、対外的に説明できるような状態にしております。

(小山委員)

わかりました。特に、それが悪いとかいう意味でなく、3 倍になるということは、事業が 3 つ位増えるのと同義になると思う。あと、今は、値上げ、値上げとなっており増額されるのは、仕方ないと思いますが、普段の生活でもそうですが、将来的に新規事業を計画する際に、資材や人件費の値上げが影響するということはあるか。参考として知見があれば教えていただきたい。

(事務局)

ここ 4、5 年の間に資材や人件費が急激に上がりました。ただ、それ以前は、ほぼ横ばいの状態で、今後についても不透明な部分があり、将来的にどのくらい上がるということを事業費に織り込むことはしておりません。

(小山委員)

ただ、値上がりが続いた場合、将来、再評価だらけになる気もする。将来のことは予測が難しいですが、少し気になりましたので聞かせていただきました。私からは以上です。

(事務局)

今、小山先生が仰られた観点も非常に大事なところだと思います。本来 9 億円位で計画したものが 300% 増みたいなのは、やはりいかなものかというご意見は、当然あることだと思いますので、ぜひそういった観点で、ご意見あればお願いしたいところです。

(熊谷委員長代理)

今に関連して、私の方からも鈴子バイパスの事業について、お伺いできればと思います。私の勤務先の近くということもあり、私も結構使っている道路ですが、先ほど説明があったとおり、既存の道路は集落の中を、非常に狭隘な道路が走っていて、すれ違い時に片方の車は止まらざるを得ないような状況であり、この道路は必要だとは思う。しかし、今の説明でお伺いしたかったのは、当初事業案は早期に開通させるため、片側 2 車線の道路整備のみで計画していたものを、今回は完成形ということで、片側 2 車線道路の部分も含めて全体計画にしているために 3 倍近くになっていると考えてよいか。どちらかというとな新規事業に近いということだと思うがいかがか。

(道路建設課)

当初の計画は都市計画決定されている片側 2 車線ずつで両側に歩道及び自転車道

を設置する計画のうち、片側 2 車線分を先にやろうという計画でした。その片側 2 車線分の工事については当初計画のままです。それにプラスして、両側歩道及び自転車道を今回追加して整備することとしたいというものです。当初の早期開通を目指したい車道については、引き続きそういう考え方でやっていきたいと思っております。

（熊谷委員長代理）

変更後も 2 車線分については、早期開通を目指してやっていきたいということでしょうか。

（道路建設課）

はい。

（熊谷委員長代理）

他に説明いただいた 3 件については、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

その他、道路建設課所管の対象事業があります。再評価が No22 から 38 まで全部で 15 か所あります。それから、事後評価については、村山橋が対象になっております。これについても含めてご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

全案件を細かく見てるわけではないのですが、再評価がかなり多くなっている。この理由は、今までも説明があった建設資材の高騰や労務費の高騰などによるものか。あるいは、事業費自体はあまり変わってないのか。

（道路建設課）

全体的な話ですが、残りの案件についても物価の上昇分などが多く、件数が増えているという状況ではあります。特に、まだ設計中でこれから工事をやろうというところについては、工事費が事業着手時に比べて、物価高騰などで何十億円増えてしまうということがあります。その他ですが、実際、現場に入り、橋梁とかトンネルの地質調査を行ったところ、当初考えていた工法ではできなかったり、工法を変えざるを得ないということで事業費が増になるという箇所などがあります。

（熊谷委員長代理）

委員の先生方、他にご質問、ご意見ございますか。

まず、事業費が増えたこと等もあり、事業期間も延長されているかと思うが、これにより先ほど説明のあった姥神峠道路（延伸）は 5 年くらい開通が遅れる計画になっているが、これにより事業効果の発現も遅れ、影響が出ると思われるが、B/C には反映されているの

か。

（道路建設課）

事業期間の延伸に係る B / C についてですが、当初事業期間が令和 9 年まででしたので当初は令和 9 年度までで B / C を算出していたが、今回令和 13 年度まで延伸しますので B / C は令和 13 年度完了で算出しております。

（熊谷委員長代理）

過疎化、高齢化しているような地域社会を繋いでるような道路ですので、できるだけ早く通していくこと事業の主旨からも重要だと思いますので、効率的、効果的な事業を行っていただき、この再評価の案通りに行っていただくといいかなと思ったところです。

（小山委員）

事後評価の村山橋についてですが、令和元年度に完了して 6 年位経過している気がしますが。

（事務局）

事後評価のルールとして、事業完成後 5 年経過時点で事後評価をやるというルールになっております。

（小山委員）

わかりました。

（相野委員）

再評価 23 の飯田北改良についてですが、J R 東海の高架橋工事が遅れているので、そのまま後ろ倒しになっているようだが、J R 東海の方は現在示されている完成 13 年度のままいけそうなのか。他の工事との関連で遅れるとするとさらに遅れることも考えられるが、見通しはいかがか。

（道路建設課）

一部分、J R の橋梁と交差する部分があり、J R と協議しておりますが、今現時点でお示した工程の中で収めて完了できるように調整をしているところです。ここの部分が終わらないと道路が供用開始できないかという、そういうことではなくて、計画は片側 2 車線の

全 4 車線道路で、その両側にさらに歩道がつくわけですが、JR 橋梁交差部以外の車道部分は、暫定でも令和 9 年までには、供用させるということにしており、全体事業としては、2 年ほど延びてしまうというような状況です。

(相野委員)

わかりました。

(熊谷委員長代理)

それでは、ご意見、ご質問ないようですので、道路建設課の所管事業について審議を終わらせていただきたいと思います。

(熊谷委員長代理)

それでは次に、河川課の所管事業について審議を始めてまいります。

再評価 17 松川ダム、再評価 21 長地の 2 つの再評価事業について説明を一括してお願いします。

(河川課)

河川課所管事業 2 か所について、説明いたします。

最初にファイル 1 再評価 17 松川ダムからお願いします。

17—5 ページ左上の事業の概要をご覧ください。

本事業は、飯田市の市街地を流下する 1 級河川松川の上流に位置する松川ダムの再開発事業になります。松川ダムは昭和 50 年の完成以来、洪水調節や飯田市の水道用水の供給等の役割を担っている多目的ダムです。これまでに計画を上回る土砂が、ダム貯水池に流入堆積し、治水利水機能が大きく低下したことから、①恒久堆砂対策として、上流からの土砂を下流に流すバイパス施設の整備。②貯水池の機能回復として、貯水池内の堆積土砂の掘削排除。③更なる貯水池機能の向上を目的とする予備放流の解消の 3 つの工事を計画しています。今回、事業の進捗状況および社会経済情勢の変化を踏まえて、より効果的かつ効率的な事業の推進を図るべく、③予備放流の解消計画を変更するものです。

③予備放流の解消、有効貯水量の創出について、まず、予備放流ですが、大雨の出水の際に、洪水調節用に利水容量の一部をお借りするもので、松川ダムの場合、水道用に貯めていた水を放流して、貯水池の水位を下げ、洪水を貯めるためのポケットを作ります。この予備放流は、上流からの流入する水量や時間を予測し、ダム貯水池や下流

の状況等を考慮して、ダムから放流する量、タイミングを決定する必要があり、的確な降雨予測、ダム操作技術が求められます。

次に現計画からの社会経済情勢の変化について説明します。

近年、関連する技術革新が進み、まず、気象予測技術の向上により、より詳細で正確な降雨予測情報が得られるようになり、さらに、通信網やインターネットの発達により、各種の情報データをリアルタイムで取得することが可能になってきました。また、松川ダムでは、令和4年に最新のAIを活用したダム流入予測システムを導入しました。このシステムは、AIが常に最新の降雨予測データに基づいて、自動でダムの上流からの流入量を予測するものであり、さらに適切なダム放流量や機器操作なども提案されることから、ダム操作の判断、実行が迅速かつ正確に行えるようになってきております。これら関連する技術の革新によりダム運用の高度化が図られてきたことから、予備放流の確実な実施が可能となっています。

現計画は、予備放流を解消するために貯水池を掘り下げて、貯水池全体の容量を640万m<sup>3</sup>まで増やす計画です。変更計画では、更なる掘削ではなく、ダム運用の高度化により可能となった確実な予備放流の実施で対応することとし、予備放流を継続する計画に変更するものです。なお、今回の提案で、総事業費および事業期間の変更はありません。これも社会経済情勢の変化が関係しています。

飯田下伊那地域における発生土処分を取り巻く環境の変化により、賃金、物価の上昇とともに、発生土の運搬距離の増加等により発生土の処分費用が大幅な増額となっているところです。一方、今回提案の計画変更に対して、利水者等の関係者との協議調整に時間を要してきました。この度、更なる掘削は行わず予備放流を継続することについて関係者の理解、了解を得ることができたため、変更内容に基づく最新の総事業費と事業期間を示すことができたところです。以上が変更の概要になります。

資料の1ページをご覧ください。

計画の一部変更を含む本事業の対応方針案について、建設部並びに長野県公共事業評価委員会からは、計画変更が妥当と判断するという意見をいただいております。松川ダムの説明は以上です。

続きまして、再評価21をお願いします。

資料21—2ページをご覧ください。

十四瀬川は、岡谷市と下諏訪町の境を流れる1級河川であり、諏訪湖に流入しています。住宅等が連担する市街地を流れ、国道20号も横断しております。JR中央本線の線路と河川が交差する箇所が本事業箇所になります。

資料の4ページをご覧ください。

十四瀬川は、上・下流で河川改修を実施してきており、本事業箇所の鉄道橋梁を含む区間が未改修のボトルネック箇所として残っている状況です。このことから、鉄道橋梁を架け替え河道を拡幅改良する計画とし、令和 3 年度に事業着手しました。これまで橋梁管理者の鉄道事業者と協議および調査設計を行ってきましたが、施工時における鉄道施設、列車運行への影響等の検討に時間を要することが判明しました。このため、鉄道事業者との協議および調査設計にさらに時間が必要となることから、事業期間を 5 年間延長し、令和 12 年度のボトルネック箇所の解消、治水安全度の確保向上を目指して、事業を継続するものです。

資料の 1 ページにお戻りください。

本対応方針案について、建設部並びに長野県公共事業評価委員会から、継続が妥当と判断すると意見をいただいております。十四瀬川長地の説明は以上となります。よろしくお願いします。

(熊谷委員長代理)

ただいまの説明について質疑をお願いしたいと思います。

また、本日説明がなかった河川課の対象箇所、再評価の臼田、朝日橋下、天竜川上流の 3 事業もございますので、こちらについてもご質問、ご意見がございましたらお願いしたいと思います。

(豊田委員)

松川ダムで 1 点質問ですが、1990 年から令和 8 年度ということで、あと 1 年でこの事業も終わりということでしょうか。

(河川課)

現在、この計画変更案に基づく形の中では、来年度で改修事業は完了になる見込みです。

(豊田委員)

その後、モニタリングするとかそういうのはまた別の話ということでよいですか。

(河川課)

運用を続けていく中で、そういうものは確認して参りたいと考えております。

(豊田委員)

わかりました。ありがとうございます。

(熊谷委員長代理)

松川ダムについては、当初から予備放流という計画はあったということでよいか。

(河川課)

当初から予備放流を行う計画はありました。

(相野委員)

再評価 21 の河川事業長地について教えてください。事業自体は、延長になっていて、事業費の増減はないということですが、それは設計段階なのでないということでしょうか。

(河川課)

はい。そのとおりです。鉄道事業者を中心として、設計、調査等を実施するという予定になっております。

(相野委員)

普通に考えると、調査とか設計の期間が延びれば、その分人件費が増えたり、諸々増えると思うが、増えないというのはどうしてか。

(河川課)

今現在、設計が固まっていないため、現在の工事費は概略の設計に基づいて算出してる費用になりますので、今後、詳細設計が固まり次第、改めて事業費等確認していくということを予定しております。

(相野委員)

全体事業費が大きい箇所になるが、期間が延びることで増えるというのは別の話しということでしょうか。

(河川課)

現時点では、全体事業費は概略ということで見込んだ数値になります。

(相野委員)

設計は県が直営でやっているの、通常の人件費として計上されているため、設計費が上がらないということでしょうか。

(河川課)

設計は、鉄道事業者に委託、あるいはコンサル委託等になります。

(相野委員)

それって期間が延びると上がらないのか。延びるけど上がらないのというのがわからない。

(河川課)

事業費自体が、精査できる段階ではないということです。今後、設計を進める中で、新技術の活用など事業費が下がる方向の検討が行える可能性もある。という中で現時点で全体事業費をお示しすることができないということです。

(熊谷委員長代理)

この箇所は、評価対象事業事由が「事業採択後一定期間を経過した後も未着工の箇所」ということで、再評価を行っているということですよ。

(河川課)

はい。採択後 5 年経過した中で、用地買収あるいは工事等に着手していないということで、評価対象となっております。

(熊谷委員長代理)

見通しとしてはどうなんですか。J R などと連携しながら詳細設計を行っているが、円滑に事業着手ができそうな感じになっているのか。

(河川課)

ボトルネックになっているのがワンポイントの箇所ということで、関係者として一番の鉄道事業者との協議等が整えば、そこからはスムーズな事業進捗が図られると見込んでおります。引き続き、努力してまいりたいと思っております。

(熊谷委員長代理)

5 年間事業が進まなかった理由というのは何か。

(河川課)

鉄道橋梁ということで、当初、県の方で概略設計等を行い、概算金額を出しているが、鉄道は専門的な知見を要する部分があり、詳細な検討については、鉄道事業者に委託することになります。その中で、列車運行への影響や鉄道施設への影響については、鉄道事業者じゃないとわからないというようなところもあり、そのあたりが期間が伸びる原因になっております。

(熊谷委員長代理)

昨年度、詳細審議対象とした松本の街路事業もそうですが、鉄道事業者と連携しなければできない事業は多いのだと感じた。

(相野委員)

再評価の片貝川 臼田ですが、この箇所は止まっているということでしょうか。

(河川課)

片貝川については、延長が長い箇所になるが、全川線の改修をこの事業として設定しております。事業採択が令和 2 年度になりますが、現在 5 年経過というところであり、これまで特に優先的に行うこと、区間などを地元も含めて検討を行っている段階であり、調査検討に時間をかけて行っているということです。

(相野委員)

調査設計の期間が延び、工事着手も 3 年遅れる見込みとなっているが、完了は変わらないということでしょうか。

(河川課)

施工延長が長いため、工事期間も長い。施工にあたっては短期・効率的な工事など検討しながらやっていきたいと思っております。

(相野委員)

普通に考えると、資材単価などが上がっているため、事業費が上がると思われるが、期間

が長いので設計により工夫をして現計画の中に収めたいということでしょうか。

(河川課)

コスト縮減などしっかり検討し、早期事業効果の発現が出来るよう考えてまいりたいと思っております。

(熊谷委員長代理)

河川課の事業についての審議は、これで終了させていただきたいと思います。

(熊谷委員長代理)

次に砂防課の所管事業について審議を行いたいと思います。

説明事業は3件。新規評価1 茶臼山、再評価1 落合、再評価16 飯田の3事業について、一括して説明をお願いします。

(砂防課)

砂防課から説明します。

新規評価1 ページの地すべり対策事業茶臼山について説明します。

資料1—1をご覧ください。

茶臼山は、長野市中心部から西南約10kmの長野市篠ノ井地区にあり、犀川と善光寺平に挟まれた山稜の東山腹に位置しております。この茶臼山において地すべりのブロックとして面積約46ha、地すべりの幅は130m～430m、地すべりの土塊の深さは上部で平均20m、下部で平均15m、移動土塊は約900万m<sup>3</sup>と推定される地すべりが過去にも発生しており、集水井や排水トンネル並びに杭などの施工により、平成9年に概ね完成し、活動も沈静化している状況です。しかしながら、令和5年から6年にかけて、地すべりブロックの頭部区域に新たな滑落崖が発生し、既存の水路や横ボーリングの変形等、地すべりに起因すると思われる施設の破損が確認されており、観測水位も上昇傾向にあるという状況です。さらに既存の集水井が断水していることから、排水機能が十分に果たされていない状況となっており、このことは地下水の上昇を招き、地すべり活動を起こす原因となります。このため、今後沈静化していた地すべり活動が再活発する可能性があるため、早急に対策を実施する必要があるということです。

事業概要について説明いたします。

事業期間は、令和8年度から16年度までの9年間で事業内容並びに事業費については記載のとおりです。

資料 1 - 4 をご覧ください。

集水井は、地すべり頭部における地下水の低下を目的に実施するものです。また中継井は、3 号ケーソン集水井、4 号ケーソン集水井の 2 基が湛水しており、集水井に溜まっている地下水を地表に出すために排水管を新たに施工する必要性が生じますが、施工延長が長くなるため排水管の施工能力の関係から 80m 程度に 1 か所工事用の井戸ということで造るものです。

横ボーリングは、地すべりの末端部付近において、近年、地表面に湧水が再確認されてきているとともに、地表面の移動も観測されることから地表から地下水位を低下させる工事として実施するものです。

水路工は、横ボーリングにより排出する地下水を再度地下へ浸透させないように横ボーリング工の流末処理として整備するものです。

資料 1 - 1 にお戻りください。

事業効果は、人家 68 戸、市道 700m、宇土沢川 700m、茶臼山恐竜公園・動物園・植物園を地すべり災害から守るものです。費用対効果を示す B/C は 14.3 です。保全対象に茶臼山恐竜公園等が含まれており、地域の憩いの場となっていることから居住者を新たに呼び込むための政策に寄与するものと考えられます。さらに令和 5 年から 6 年に頭部において地すべり活動が確認されたことから、頭部を含む地すべりブロック全体で公園設備の保全を望む地元要望があります。事業の説明等の経過は、令和 7 年 6 月に長野市に概要説明を行っております。妥当性評価、優先度評価は記載のとおりです。判定の結果は記載のとおりです。

長野県公共事業評価委員会からは事業着手が妥当であると判断をいただいております。茶臼山の説明は以上です。

続きまして、再評価 1 の地すべり対策事業落合について説明します。

資料 1 - 4 をご覧ください。

当該地すべり区域は、約 292ha と大規模な地すべり防止区域になっており、夜間瀬川の支流である横湯川の源流部に位置し、移動土塊土砂量は 4,400 万 m<sup>3</sup> と想定しております。地すべりにより横湯川が閉塞され、河道閉塞が決壊すると甚大な被害が生じるような状況です。下流には、地獄谷温泉、渋温泉さらには湯田中温泉郷の温泉施設が広がっており、保全対象として人家 1,245 戸、国道、県道、小学校、観光施設等があり、これを保全するための地すべり対策事業を実施しているところです。

資料 1 - 2 をご覧ください。

平成 29 年の融雪により E ブロックにおいて地すべりの動きが活発したことから、平成 30

年度に本事業に着手するとともに、落合地すべり検討委員会を発足させ、委員の皆様のご支援をいただきながら事業進捗に努めてまいりました。令和 2 年 4 月にブロックの末端部において融雪期に大規模な崩落が発生しております。末端部の崩壊がさらに拡大し、地すべりブロック全体の動きが増大することが懸念されたことから、末端部での地下水の低下を最優先に実施する集水井 5 基の配置により、ブロック全体の安定を図る計画として、前回再評価を受けているものです。

令和 6 年度末の時点において、計画した集水井 5 基のうち 4 基が完成しており、現在 1 基も工事中です。

資料 1 - 5 をご覧ください。

E ブロックの末端に施工した集水井の効果により、ブロック末端部の地下水の観測孔 H30E-1 で約 30m 地下水が低下し、事業の効果が確認されておりますが、中腹部から頭部については、末端部の集水井施工後も水位が変わらず高い状況となっております。

1 - 6 ページをご覧ください。

地すべりの動きを計測する GPS の変位量ですが、中腹部、末端部とともに、集水井の施工により、変位量は大きく減少してきておりますが、未だに年間に中腹部で 90mm、末端部で 50mm 以下の動きが観測されているような状況です。このような状況より、地すべりの活動は、末端部において集水井施工後も水位が著しく低下し、変位量が減少しましたが、中腹部において水位が依然と高く、GPS 等の観測により、地すべりの動きはまだ確認されているような状況となっております。

1 - 4 ページをご覧ください。

地すべりの動きが確認されている斜面の中腹部の水位低下を目的に、集水井を 5 基追加し、合計 10 基の施工に変更するものです。事業費の増の主な要因は、現計画における集水井の施工において、資材単価並びに労務単価の高騰により 2 億 6,000 万円の増集水井 5 基を新たに追加工事する工事費として約 10 億 4,000 万円の増と見込んでおります。

1 - 1 ページにお戻りください。

事業費は 17 億 2,000 万円から 33 億 5,000 万円になります。事業期間は令和 9 年から 11 年まで 2 年間延伸したいと考えております。令和 7 年度末の進捗率は 58.3%、B/C は全体事業で 2.1、残事業費で 7.6 です。落合の説明は以上です。

続きまして再評価 16 砂防事業の飯田について説明します。

16-2 をご覧ください。

本事業は、白馬村の飯田地籍の犬川における砂防事業です。流域面積は

5.96km<sup>2</sup>、溪流の勾配は 6.1 分の 1 という急溪流で、土砂災害の警戒区域にも指定されております。流域内には砂防堰堤 9 基と溪流保全工が整備されておりますが、上流域は荒廃侵食が進行しており、河床には不安定土塊、倒木が大量に堆積している状況であり、これらが豪雨とともに土石流化し、流れ出た場合、既存施設では防げない状況となっております。保全対象は人家 172 戸、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、J R 大糸線、村道等があり、土石流が発生した場合には甚大な被害が想定されます。また、白馬五竜スキー場に隣接するホテル、ペンション等も含まれており、観光業にも大きな被害を受けることになります。このため、これらの施設を守るため、砂防堰堤 1 基を新たに整備する計画とし、再評価を実施しております。

16—4 ページをご覧ください。

主な変更ですが、一つ目は、事業箇所には、白馬村の天然記念物であるヒメギフチョウの他、ギフチョウやモリアオガエルといった長野県のレッドデータブックで準絶滅危惧種に指定されている動植物が生息しているため、追加の環境調査を実施することにより約 2,000 万円増となっております。また、工事用道路は当初想定していた一部既存ルートを活用したルートではなく、希少な動植物に影響のない新設ルートに変更したことにより、5,000 万円増となっております。二つ目は、本事業で計画している砂防堰堤は、高さが 12.5m、長さが 196m の透過型のコンクリート堰堤であり、コンクリートのボリュームは 1 万 7,200m<sup>3</sup>ですが、資材単価や労務単価の高騰により、コンクリートの価格だけでも約 2 億 9,000 万円、その他、鋼製スリットも含めると 3 億 3,000 万円の増となります。それらを合わせますとトータルで 4 億円の増となります。

16—1 ページをご覧ください。

全体事業費は、当初 9 億円を見込んでおりましたが、4 億円の増で 13 億円になります。令和 7 年度末の進捗率は 6.6%、B/C は全体で 6.4 残事業で 7.0 です。説明は以上です。

(熊谷委員長代理)

ただいまの説明に対して質疑をお願いしたいと思います。

まず、説明のありました新規事業 1 件、再評価事業 2 件について、ご質問、ご意見等お願いします。

(豊田委員)

茶臼山についてですが、令和 5 年、6 年に調査をして、変状が確認されたということでしょうか。

(砂防課)

現地を確認したところ、新たな滑落崖や施設の変状が確認されたということです。

(豊田委員)

地すべりブロックの見直しを行うレベルではないということでしょうか。

(砂防課)

全体のブロック内の一部に変状が確認されたというふうに今は想定しております。今後、ボーリング等の調査を行い、深さなども改めて確認していきたいと思っております。現在考えているブロック内での対策ということで進めていければと思っております。

(豊田委員)

昔からある範囲で対策をしており、今後の状況によっては新たな箇所に着手する可能性もあるということでしょうか。

(砂防課)

はい。

(熊谷委員長代理)

茶臼山は、明治時代からずっと地すべり対策をやられていて、平成9年に一旦事業終わられて、またということですが、地すべりのメカニズムは大変だと思いますが、終わりなきような感じになっちゃうんでしょうか。

(砂防課)

メンテナンス事業ということで目詰まり等の修繕したりしておりますが、どうしても水位が上昇してきたり、動きが見えてきたりだとか確認されておりますので、そうならないように5年に一度、施設の点検等は実施しており、変状が出てきたところについては、新たに対策をしていかなければいけないという状況になっています。

(相野委員)

飯田についてですが、環境調査をしてルートを変更するということですが、鳥類は問題ないのか。

(砂防課)

現地で確認できているのは、ヒメギフチョウ、ギフチョウなどになります。鳥類は確認されてお  
りません。

(熊谷委員長代理)

再評価 1 落合については、大幅な事業費増になっているが、当初、予想していた以上に  
地すべりが進み、先ほどの説明では、1 年間に 90mm の動きが確認されていると説明があ  
ったが、それにより大幅な追加工事が必要になったということでしょうか。

(砂防課)

令和 2 年度から令和 6 年度までの GPS の動きを示しておりますが、実際に工事に着  
手して集水井を施工することにより、令和 2 年は 40cm ほど動いていたものが、令和 6 年  
度時点では、90mm ということで 10cm 弱まで動きの方は収まってはきたが、それでも動い  
ている状況があるということで、水位を下げることにより、動きを止めたいというのが今回の変  
更で中腹部のところの集水井を配置するという計画に至ったところです。

(熊谷委員長代理)

当初から、こういう状況を予測するのは難しく、モニタリングしながら必要に応じて追加工  
事を計画していくようなやり方は地すべりの場合は多いのか。

(砂防課)

特にここは、かなり大きなブロックになっている。長野県内においても、かなり大きな地すべ  
りの地域となっております。こういう大きなところについては、段階を踏みながらというような計  
画の進め方というところもあったりします。頭部の末端部の動きが、特に当初激しくて、さらに  
川に面した斜面も崩れているというところで、動きが加速化してしまうということで、ここを重点  
的にまずは下げることにより、全体の安定を図るということを当初考えていた。それで収まれば  
よかったのですが、今の状況からすると、まだ動きが見えるため、追加で対策したいというこ  
とです。

(熊谷委員長代理)

砂防課の所管事業につきましては、3 つの事業の他にも再評価 2 大綱から始まり、  
再評価案件が 14 か所、事後評価が 2 か所ありますが、あわせてご質問、ご意見ございま  
すでしょうか。

(奥山委員)

集水井について説明がありましたが、穴をあける位置や本数について、最適なところはあるのか。

(砂防課)

集水井というのは、井戸みたいなものになりますが、直径が 3m50cm の井戸を 50m 掘っており、その中から水平方向に 66mm のボーリングにより水を抜くもの。これは杭とかではなく、水を抜くための井戸になっております。水位が下がれば、全体的に安定してくると当初考えていたが、そこまでいかなかったということ。配置については、地質調査とともにボーリング調査により、水位の確認とともに水がどの層にあるのかを確認しながら、効率的な配置を検討しております。

(奥山委員)

最終的に集めた水の処理はどうするのか。

(砂防課)

最終的には、表側に出しますが、深いので途中の井戸に接続し、今 5 基ありますが、途中の井戸に繋げて最終的に表に出します。

(熊谷委員長代理)

砂防課の新規事業、再評価事業、事後評価事業について、ご審議を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

#### <10 分間の休憩>

(熊谷委員長代理)

休憩前に引き続き、各事業課からの所管事業についてのご説明と審議を進めてまいります。

まず、都市・まちづくり課の所管事業について審議を行います。

再評価 39 山寺～中央のご説明をお願いします。

(都市・まちづくり課)

都市・まちづくり課です。

街路事業の中で残事業費が最大となる、再評価 39 の都市計画道路環状北線山寺～中央について説明いたします。

資料 39— 1 ページをご覧ください。

全体計画の概要は記載のとおりです。

採択年度は 2018 年度。完成予定年度は 2029 年度です。全体事業費は当初 34 億円、今回の再評価で約 71 億円に変更いたします。2026 年度以降の残事業費は約 27 億円です。

評価対象事業事由は、全体事業費が著しく増加する変更が生じる箇所です。その他、再評価の判断根拠、事業経緯などについては記載のとおりです。

39— 2 ページをご覧ください。

事業地周辺は、主要な南北軸の道路である国道 153 号および竜東線で、主要な東西軸の道路である国道 361 号やナイスロードに交通が集中し、慢性的な渋滞が発生している状況です。当該区間の整備により、伊那市の内環状線が完成するため、このような状況を緩和するとともに、良好な市街地環境の形成が図られます。

39— 3 ページをご覧ください。

費用対効果ですが、事業全体は 2.8、残事業は 4.3 となります。その他の整備効果として、伊那市の内環状道路の完成による中心市街地の交通の円滑化などの効果が見込まれます。

39— 4 ページをご覧ください。

事業費増加などの主な要因について説明します。

要因の一つ目は、用地補償費の増額になります。天竜川橋梁架設に伴う築堤影響範囲について、天竜川上流河川事務所との協議の結果、範囲が増加したことにより、用地買収面積および物件補償件数が増加となりました。その他、遊技店との交渉や物件調査による補償額の精査等による増額も含め、用地補償費が約 22 億円増加となりました。

要因の二つ目は、工事内容の追加および変更によるものです。築堤影響範囲の増加により、工事範囲も増加したため、工事費が増額になりました。その他、構造変更による増額も含め、工事費が約 7.9 億円増加となりました。

39— 5 ページをご覧ください。

要因の三つ目は、物価および人件費の上昇によるものです。特に橋梁を中心に工事費が増加しており、これらの上昇を全体的に考慮すると、工事費が約 7.3 億円増加となります。

次にコスト縮減について説明します。

不足土の搬入先の見直しにより、運搬コストが減額となったため、工事費が約 0.5 億円

の減額となりました。

増額理由①から③および減額理由①により、全体事業費が約 37 億円増加となります。

最後に、工期延伸の要因について説明します。

地元調整および用地補償交渉に時間を要し、それに伴い、工事着手が遅れたこと等により、工期が 3 年延伸となります。

39－1 ページにお戻りください。

建設部公共事業評価委員会の意見は、伊那市の内環状線が完成することで、渋滞緩和や地域産業の活性化が期待され、災害および救命救急に寄与するとともに、良好な市街地形成が図られるなど、事業の必要性が高く、継続が妥当と判断するです。説明は以上です。

(熊谷委員長代理)

ただいまの説明に対して、ご質問ご意見をお願いしたいと思います。

また、本日説明がなかった都市・まちづくり課の対象箇所再評価 40 御幣川、事後評価 7 中条についても、ご質問等がございましたら併せてお願いしたいと思います。

(相野委員)

地下歩道があるということだが、一般的にイメージする地下歩道でよいのか。

(都市・まちづくり課)

道路の下を横断する地下歩道になります。一般的にイメージされるものです。

(相野委員)

雨水対策は検討されているか。

(都市・まちづくり課)

詳細は把握していませんが、状況を確認のうえ必要な対策について検討していきたいと思っています。

(相野委員)

周辺のことがわからないのですが、雨が降ったりして、氾濫が考えられるときに、避難に必要な道路として地元が要望されているようであれば、それなりの対策が必要だと思うのです。

が、どうしてもここに増額してでも地下の歩道を造らないといけないような事情があるのか。

（都市・まちづくり課）

道路が高くなりますので、人の往来が非常にしにくくなりますので、迂回をしなければいけない形になりますので、地元からも地下の横断道を作って欲しいという要望があります。雨水、浸水対策については、これから検討していきたいと思います。

（相野委員）

工事費に計上されているのが心配になりました。当初に入っていなければ、増額要因になるのかなということで質問させていただいた。

（熊谷委員長代理）

事業費の増額理由について、用買関係が大幅に増額になっているかと思われませんが、当初の用買関係が7億円であったものが、29億円になったということでしょうか。

（都市・まちづくり課）

7億円が29億円になりました。

（熊谷委員長代理）

用買や、特に休業補償あたりが読めてなくてということか。あるいは用買対象となる土地がかなり増えたということか。

（都市・まちづくり課）

河川管理事務所との協議により、当初想定していなかった範囲も対象になってくるということになります。また、遊技店との交渉の中で、当初想定していなかった必要な補償費が増えてきたという形になります。

（熊谷委員長代理）

事後評価の中条について、J R篠ノ井線の東西方向に抜く道路で、便利なので私もよく使っているが、事業効果の中で周辺の自治体の人口がかなり増えているという効果があるようだが、新しく住宅が増えたとか、マンションができたとかでしょうか。

(都市・まちづくり課)

マンションができております。

(熊谷委員長代理)

県下全体的にそうですが、人口減少がかなり進んでいるような状況ですので、今のような効果をうまく PR できると良いかなと思った。

(相野委員)

橋を新たに架ける場所として、インター線があり伊那バイパスに向かっていくところで一番良いという判断なのかと思うが、天竜川のカーブ区間に当たるが、技術的に問題なく施工できるということではいか。

(都市・まちづくり課)

河川管理者である国交省とも協議しており、安全であることを確認して計画しております。

(熊谷委員長代理)

他よろしいでしょうか。それでは、都市・まちづくり課の所管事業についての審議は終了させていただきますありがとうございます。

(熊谷委員長代理)

次に農地整備課の所管事業について、新規事業を 2 つ、新規評価 2 埴科、新規評価 4 夜間瀬について説明をお願いします。

(農地整備課)

農政部の関係の説明をいたします。

新規評価の 2—1 ページをご覧ください。

農村地域防災減災事業の千曲市の埴科になります。場所は、千曲川の右岸、更埴ジャンクションの南東になります。現状と課題は、沢山川の流域に広がる農地の住宅地等は、大雨の際に千曲川や沢山川の水位が上昇すると自然排水が困難となり、湛水被害が発生する恐れがあります。平成元年以降、順次、排水機場を設置して被害の防止を図ってきましたが、建設から 30 年以上が経過し、老朽化による機能低下が深刻な状態であります。また、令和元年の東日本台風災害の際は、五十里川排水機場が浸水し、災害復旧

により、主ポンプ 2 台の復旧を行っております。事業目的は、排水機場が大雨で運転不能となった場合、地域に及ぼす被害は甚大なものとなるため、本事業の実施により、農地を初め人家、小学校や下水処理場などの公共施設の安全確保を図るものです。事業期間は令和 8 年度から 15 年までの 8 年間、事業内容は、排水機場の改修 3 か所など記載のとおりです。事業費は 33 億円となります。①鳴海②生萱③五十里川の 3 か所の排水機場の老朽化した設備の改修と最上流の④大堰排水機場の遠隔監視装置の設置です。事業効果は、農地 109.5ha、人家 203 戸等の湛水被害の防止効果が期待され、費用便益比は 1.8 です。人口減少を踏まえた将来の活用見込みについては、令和 7 年 3 月に地域計画が策定され、今後も地域農業を継続することから、将来にわたり十分な効果発現が見込まれると考えております。計画熟度は、令和 3 年 5 月の改修要望以降、定期点検の都度、改修計画に関わる検討が行われ、地域の合意形成が図られております。また、河川への排水については、管理者である千曲川河川事務所および建設事務所等と事前の協議がなされております。

2 - 2 ページをご覧ください。

妥当性評価チェックリストについて説明します。

効率性、事業効果の工法等の比較検討については、操作性とコストの組み合わせを検討した結果、起動が容易な縦軸ポンプを採用し、縦軸ポンプに見合った適切な規模の建屋を建設しております。

2 - 3 ページをご覧ください。

優先度評価シートについて説明します。

地域が湛水した場合には、人家 203 戸、宅老所、小学校や保育園、浄化センター等に影響がおよび、人命と社会経済活動への影響が高い評価となっております。災害発生の危険度についても、令和 2 年度以降、施設の修繕を 8 回実施していることや、ポンプの稼働に問題が生じていることなどから、早期の改修が必要であり、高い評価となっております。以上から、農政部評価委員会の意見は、事業着手が妥当と判断しております。埴科の説明は以上になります。

次に、新規評価の 4-1 ページをお願いします。

畑地帯総合土地改良事業について説明いたします。

畑地帯総合土地改良事業箇所名は夜間瀬地区になります。市町村は、山ノ内町です。

場所は、奥志賀高原の溪流から取水し、剣沢ダムを介し、農業用水を高社山飯盛山の南山麓の果樹地帯に畑かん用水として供給されています。剣沢ダムという名前がついてお

りますが、堤高も 15m 無く、1 級河川ではないので、いわゆる河川法に定めるダムではございません。現状と課題ですが、この地域は昼夜の寒暖差が大きく、果樹栽培に適した地域で、高品質なぶどうやりんごの産地として知られているところです。平成 3 年度に剣沢ダムなど周辺の施設が完成し、また畑地かんがい用水を一元管理するシステムを整備いたしました。その後、随時、こういったシステムを更新してきておりますが、電子機器の故障やほ場の中に設置された電動弁の不具合が発生して、用水の安定供給に支障が生じるとともに維持管理費などの負担が増加しているところです。大幅なリニューアルの時期を迎えています。事業目的については、用水管理、散水制御システムを更新し、維持管理の負担を軽減するとともに、高品質な果樹生産を引き続き実施していきます。事業概要については、事業期間は令和 8 年度から令和 14 年度までの 7 年間、事業内容は、散水制御システムの更新の他、記載のとおりで、総事業費は 11 億 2,000 万円となっております。

事業内容は、夜間瀬かんがい排水事業組合の組合事務所に設置された制御システムの更新、前坂工区と横倉・山田工区のほ場内に設置された電動弁の更新。他の工区については、5 年位前の事業で電動弁の更新を終えております。事業効果については、作物の生産性向上、維持管理経費の節減が期待され、費用便益比は 1.1 となっております。人口減少を

踏まえた将来の活用見込みについては、令和 7 年 3 月に地域計画が策定され、今後も地域農業を継続し、果樹産地として振興していくことから、将来にわたり十分な効果発現が見込まれると考えております。計画熟度は、令和 4 年度の事業要望以降、説明会が 3 回開催され地域の合意形成が図られております。

4 - 2 ページをご覧ください。

妥当性評価チェックリストについて説明します。

効率性、事業効果の直接効果と間接効果のうち、直接効果については、生産性の向上と営農経費の節減が見込まれ、間接効果として、耕作放棄の防止と多面的機能の発揮が期待できます。また、環境への配慮については、剣沢ダムで源流イワナが確認されておりますので、工事の実施時期については専門家から意見を聴取して調整してまいります。

4 - 3 ページをご覧ください。

優先度評価シートについて説明します。

農業の収益性向上では、作物生産効果額の 94%が高収益作物であるりんごやぶどう、ももなどであることや高付加価値化の取り組みが行われていること、緊急的な対策を過去 5 年間に 3 回以上、令和元年以降は毎年実施しております。その点を評価させていただきました。

以上から、農政部公共事業評価委員会の意見は、事業着手が妥当と判断し、長野県公

共事業評価委員会での意見でも農政部公共事業評価委員会の意見を妥当と判断するとされております。説明は以上になります。

(熊谷委員長代理)

ご説明に対して質疑をお願いしたいと思います。

あわせて農地整備の対象事業については、新規事業がもう 1 つ、再評価が 1 つ、事後評価が 2 つあります。お気づきの点がございましたら、これらについてもご質問等をお願いします。

(相野委員)

夜間瀬地区の間接効果に多面的機能の発揮とありますが、具体的にどのようなことか。

(農地整備課)

多面的機能の発揮ですが、夜間瀬かんがい排水は年間を通じて水を流しております。そうした水が防火用水に活用されたり、生活用水に活用されたり、施設が整備されることにより、景観が形成されるといった効果などを見込んでおります。

(豊田委員)

埴科についてですが、よく浸水する場所だと思うのですが、過去に制御盤類が浸水してしまったということはないのでしょうか。今回の改修に併せて電気関係を上に持っていこうとかそういう計画はありますか。

(農地整備課)

前回の令和元年の時に五十里川排水機場は、浸水し、ポンプ等は災害復旧事業で復旧しましたが、この時は電気設備は大丈夫だった。今後は、浸水のことも考えて、少し高めの位置に電気の基盤やポンプなどを設置するように計画していく予定です。

(五味委員)

夜間瀬の操作機器について、現状、全く起動しない状態にあるのでしょうか。

(農地整備課)

全く起動しないわけではなく、一部の故障を直しながら使っているという状況で、かんがい排水組合に電気に詳しい方もいるので自分たちで直す場合もあるし、部品を購入しないと

いけない場合もあります。メーカーに見てもらおうと時間がかかってしまう場合があるため、かん水については、ブロックごとに PLC が付いておりますので、そちらに行って起動させ、散水するなど、工夫しながら使っていただいている状況になります。

（熊谷委員長代理）

夜間瀬の費用便益が 1.1 というのが気になったのですが、システム機器が耐用年数を超えて上手く起動しないという話であったと思いますが、期待される効果はもう少し高くてもいいのかなと思いますがどんな感じでしょうか。

（農地整備課）

効果算定についてですが、40 年間の効果を算定しておりますが、施設が「ありせば」、「なかりせば」ということになります。「なかりせば」は、施設がないという状態で算定しますが、主に出てくるのは故障してるから効果が高くなるということではなくて、どちらかという作物生産が維持されるとか、それから品質維持がされるということの効果になってきます。去年の単価を使って 1.1 ということですが、果樹とか値上がりをしてたりするので、今、再算定をしております。概略の再算定の結果ですが、1.3～1.4 位までは上がるような算定になっております。次回までには、見直した効果をお示しできると思います。今回は、厳しめに算定して 1.1 まで下がっておりますが、もう少し効果が上がる予定になっております。

（熊谷委員長代理）

ただ、維持していただけてもそれなりに費用はかかると思いますし、生産性がそんなに上がらなくても必要な事業だとは思いますが、そのときに B/C で、今のようなお考えで良いのかと思うのですがいかがでしょうか。

（農地整備課）

国の効果算定マニュアルに沿って算定すると、このような数値になりますが、先生が仰られるように、数字以外の部分というの見込みながら表現していくところは、工夫していてもいいのかなとは思いますので、ご意見として参考にさせていただきます。

（小山委員）

便益の算定についてですが、機械が故障している状態で便益を算定するという話ですが。

（農地整備課）

便益が故障している状態で算定しているということではなく、「ありせば」は施設が稼働している状態。「なかりせば」は施設の機能が喪失してしまっている状態ということです。

（小山委員）

システムを更新した後の便益を計算しているということでよいか。

（農地整備課）

はい。

（熊谷委員長代理）

他によろしいでしょうか。それでは、農地整備課の所管事業についての審議はこれで終了いたします。

（熊谷委員長代理）

それでは、森林づくり推進課の所管事業について、事後評価 4 中条川について説明をお願いします。

（森林づくり推進課）

林務部森林づくり推進課より治山事業の事後評価について、下水内郡栄村中条川を説明します。

栄村中条川の資料をご覧ください。

まず、事業概要について説明します。

平成 23 年 3 月の長野県北部地震により大規模な山腹崩壊が発生し、雪泥流となり、下流の中条温泉へ土砂が流出しました。河道内に大量の崩壊土砂が堆積し、土石流の発生が懸念されたため、鉄道、国道、人家等の保全を目的に治山事業を実施しました。

事業箇所は、千曲川に合流する新潟県境近くの溪流になります。事業は、平成 23 年度から令和元年度まで行われ、谷止工 5 基、床固工 12 基を含む対策工を実施し、総事業費は約 27 億円となりました。

事業概要の変更経緯です。

事業期間と費用の変更理由は、平成 25 年の豪雨により、堆積土の一部、57 万 m<sup>3</sup>が決壊し、土石流が発生したことに伴い、対策工の追加が必要となったためです。

事業の直接的効果についてです。

溪流内は安定し、灌木等が生育しており、緑化の進行が確認されます。

事業の間接効果についてです。

交通ネットワークの維持により、地域住民の生活や物流の安定、観光資源への集客にも寄与しております。

工事完了後には記念植樹を行い、憩いの場の整備に寄与しました。

事業実施に伴う自然環境、生活環境等の変化についてです。

当該地は緑に覆われ、周辺森林との調和が図られております。

施設の管理状況についてです。

定期的に点検を実施しており、施設等は良好な状態が維持されております。

地域住民の評価についてです。

地元関係者から事業内容について満足いただいている旨を聞き取りしました。

事後評価結果についてです。

総合評価は A 評価 80 点となっております。今後は、定期的な施設点検を続け、必要に応じ、老朽化対策を図り、施設の維持管理、機能維持を図ります。

長野県公共事業評価委員会の意見は、総合評価 A が妥当と判断するとの評価をいただきました。説明については以上です。

（熊谷委員長代理）

林務部の森林づくり推進課の説明について、審議をお願いしたいと思います。

あわせて事後評価もう 1 件ございます、上土倉もあわせてご質問がございましたらよろしくお願いいたします。

（相野委員）

上土倉ですが、現状、通行止めになっていると思われますが、その点についていかがでしょうか。間接効果のところに観光地へのアクセス向上による経済効果という記載があるが、現状使えない状況になっていると思う。

（森林づくり推進課）

当該地すべり防止区域内ではございますが、林道の法面の崩壊により通行止めになっており、当該地すべりとの関係はないと判断しております。

（相野委員）

そうなのですが、結局、奥裾花の自然園に行けない状態であるため、間接的効果が得ら

れてると言いにくいと思いますが、頻繁に土砂崩れがあり、都度、通行止めになっている。

奥裾花の自然園は、非常にポテンシャルが高く、観光の目玉みたいな形になっている。今回の整備により部分的な対策をしていただいても、全体として結局使えない状態になっているので、難しいと思いました。

（森林づくり推進課）

当該事業については、地すべり防止事業ということで実施しており、その結果アクセス向上ということで評価しております。今回の林道大川線の崩壊については、林道法面の崩壊ということで、今回の地すべり防止事業とは、関係のないことということで、現在、通行止めにはなっておりますが、地すべりが再度発生した場合には、その対策を検討させていただくことにはなるとは思います。

（相野委員）

これは費用対効果には、入っていないということでよいか。

（森林づくり推進課）

観光地へのアクセス性向上というところについては、B/Cとしては計上していませんが、地すべり対策事業を実施した直下の林道に対する限定的な区域での費用対効果は計上しております。

（相野委員）

わかりました。ありがとうございます。

（熊谷委員長代理）

林道の法面崩壊に対する対策は、別途進んでいるか。

（森林づくり推進課）

管理者が長野市になりますが、そちらの方との協議を進めております。

（熊谷委員長代理）

わかりました。

片方だけきちっと事業を進めても、他の所管の事業がなかなか進まないと効果って発揮できないところもあるかと思うしますので、よろしくお願いします。

森林づくり推進課という名前からすると、こういった事業を行った後、市民とか住民とかの参加を得て、森林づくりとか、地域の森林、育林とかそんなことに参加できるような余地があるのかなと思ったのですが、両事業とも維持管理について地域住民の参加がまだ得られてないような評定になっておりますが、これは事業の性格上、砂防施設であったり、地すべり防止の施設であったりということなので、なかなか難しいということか。

（森林づくり推進課）

中条川については、地域住民参加というか記念植樹を行っておりますので、フィールドとして提供できる場であれば、このようなことは実施しておりますが、工事をしたとしても、斜面的に危ないところや、急傾斜であるなど、なかなか地域の住民も参加しづらい部分もありますので、フィールドとして提供できる箇所については、地域住民の方に事業を実施した効果を説明するなどしております。

（熊谷委員長代理）

わかりました。ありがとうございます。

他の先生方がいかがでしょうか。それでは、森林づくり推進課の所管事業についての審議を終了させていただきます。

（熊谷委員長代理）

それでは、（２）令和７年度公共事業評価新規、再評価、事務評価についての審議はこれで終了となります。全ての箇所の説明が終わりましたので、（３）の詳細審議箇所の抽出について引き続き進めてまいりたいと思います。事務局に審議箇所の抽出案を用意いただいているようですので説明をお願いします。

（事務局）

資料５をご覧ください。

新規評価は５か所のうち、４か所を本日説明させていただきました。このうち、茶臼山と阿久～坂室、夜間瀬、この３か所を詳細審議箇所として抽出してはいかがでしょうか。

まず、地すべりの茶臼山ですが、実施要領の第１５-２に該当しており、１０億円未満ですが、５年に１回程度は評価監視委員会で審議いただきましょうという箇所になります。ということで、詳細審議としてはいかがでしょうか。

道路改築事業の阿久～坂室については、新規評価のうち道路改築事業は１か所のみですので、事業規模と内容から判断し、詳細審議としてはいかがでしょうか。

畑地帯総合土地改良事業と経営体育成基盤整備事業については、大きく分けると農業農村整備事業ということで、一つにまとめさせていただき、事業費が大きい方で夜間瀬でいかがでしょうか。

続きまして、再評価ですが、今回説明させていただいた箇所が 8 か所ございます。その内 4 か所ほど詳細審議としてはいかがでしょうか。

地すべりの落合は、残事業費も事業の中で最大であり、事業規模及び事業内容的にも詳細審議としてはいかがでしょうか。

砂防事業の飯田と河川事業の松川ダムについては、本日の説明及び質疑内容で審議がなされたと思われるため、詳細審議対象としておりませんがいかがでしょうか。

河川事業の長地については、J R の関係などがあり、特に説明を要する箇所ということで、詳細審議としてはいかがでしょうか。

道路改築事業ですが、姥神峠道路（延伸）については、道路改築事業の中で一番残事業費が大きい箇所になりまので、詳細審議としてはいかがでしょうか。

道路改築事業の中で特色があるのが、26 番の鈴子バイパスですが、対応方針（案）が計画変更になっております。計画の内容を見直して継続したいという箇所になりますので、こちらも詳細審議としてはいかがでしょうか。

街路事業と道路環境対策事業については、本日の説明及び質疑審議がなされたと思われるため、詳細審議対象としておりませんがいかがでしょうか。

以上、再評価 4 か所としてはいかがでしょうか。

事後評価については、1 か所説明させていただきましたが、この箇所を詳細審議でいかがでしょうか。

事務局（案）については、以上になります。よろしくお願いいたします。

（熊谷委員長代理）

ご提案のありました 8 か所の詳細審議候補について、ご意見がございましたら、お願いいたします。ご質問等をお願いいたします。先ほど個別の案件でも少しご質問がでていたようなところが対象地になっているのかなと思っています。例えば、地すべり対策事業の落合などは、事業費が 6 倍ぐらいになっていましたが、そこも対象にさせていただいており、担当課のバランスもとっていただいていると思います。特にご意見がなければ、この 8 か所で詳細審議箇所を決めさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（各委員）

はい。

(熊谷委員長代理)

それでは、決定とさせていただきます。ありがとうございます。

以上で詳細審議箇所の抽出に関する審議を終了させていただきます。

また、本日の審議箇所の中で委員の皆様の方で追加の資料の請求等がございましたら、事務局にご請求をしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最後の審議案件(4)公共事業評価様式の見直しについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

公共事業評価の様式の見直しについてですが、今回、再評価と事後評価について説明させていただきたいと思っております。

見直しの背景ですが、事後評価については、令和6年度の評価監視委員会の中で、ご意見をいただいたものになります。

いただいたご意見の主なものは、一つ目が直接的効果は定量的に示すこと。二つ目は直接的効果の評点を検討すること。評点については、A、B、C評価になっているが、主観的な評価になるとのご意見をいただいております。

主な検討内容は、直接的効果については、今後、定量的な指標を基本にしていきたいと思っております。定量的な指標でお示した上で、達成率に応じて評点を算定する方法にしたいと思っております。1点刻みで点数がついていくようなイメージになります。内容は後ほど説明したいと思います。次に、再評価についてですが、背景は、全国の都道府県の約8割がシートの公表をしております。長野県については、再評価のシートを公表しておりません。昨年度の委員会が終わった後、委員から資料の公表がされていないというご意見をいただいております。今回、主な検討の内容は、現在の様式のまま公表するとわかりにくいということもあり、公表にあたっては様式の見直しをしたいと思っております。

事後評価の見直しの内容についてですが、現行のものを左側にお示しております。昨年度説明した南牧村の南牧の直接的効果になります。見直しに当たっては、今までは直接的効果と、間接的効果を一緒にして評点をつけておりましたが、直接的効果を定量的にお示して、1点刻みで点数をつけたいと思っておりますので、直接的効果と間接的効果をまず分けるようにしたいと思っております。それぞれのシートの下に評点を入れていくような形で検討したいと思っております。最後に評点を取りまとめるシートですが、ここでは点数だけとりまとめて、総合点を算出し、それがA、B、Cのどれに当たるかをお示しするだけにしたい。今回の様式の見直しに当たって、併せて見直したいのが、ここにお示してる今回の整備における「課題と成果の事例」をしっかりと記載して、ここを強調していきたいと思っております。それはなぜ

かという、事後評価の目的は、整備した箇所について整備後の振り返り評価をして、反省や成果など、「今後に活かせる課題等の整理」をして、次の計画に反映していくという PDCA サイクルを回すことが重要になります。ここで整理して出てきた「課題」と「成果」を次の計画に活かしていくことが主な目的になります。点数で良し悪しということではなく、この下の赤で示した部分、ここが重要になってくると考えております。

昨年度の事後評価の道路改築事業のシートをお示しております。イメージで作らせていただきました。こちらでお示した直接的効果ですが、このような形で定量的にお示して、その下に評点を入れるようにしていきたい。各ページ毎に根拠をお示しし、そのページの下に評点を入れたいと考えております。なお、間接的効果は、定性的にならざるを得ない部分がありますので、A、B、C 評価としたいと考えております。最後に各ページで評価した評点を集計して箇所の総合評価を A、B、C でお示ししたいと考えております。

続きまして、再評価の見直しについてですが、現行と見直し（案）を並べてお示しております。様式 2-2-1 になります。今回見直しに当たり、最初に事業費や工期の変更をお示しし、次に事業概要として、事業の目的や内容（位置図や整備内容）、次に「再評価の視点」（実施要領第 8）をお示しし、各委員会の意見を受け、決定された「対応方針」をお示することで、一連の流れが本シートで確認できるかと考えております。

再評価の視点についてですが、画面共有しているのが実施要領の抜粋になりますが、第 8 を拡大して右側にお示しております。この（1）事業の進捗状況から（5）地元の意向等の 5 つの視点で評価することとしております。

公表するのは、この 1 枚ペーパーを公表するイメージで考えております。この他に具体的に課題等を説明するための様式がありますが、これら様式には用地の課題など具体的な事象が整理されますが、これらは、説明に当たり必要になる資料であるため、委員会説明資料として整理したいと考えております。以上が見直し案になります。よろしくお願いいたします。

（熊谷委員長代理）

再評価と事後評価の様式の見直しについてのご提案になります。昨年度の委員会でご提案いただいた内容も反映しているということですが、ご質問、ご意見等いただければと思います。いかがでしょうか。

（小山委員）

再評価の一番頭にくる「評価対象事由」ですが、これだけが一目見てわからない。一番最初に来るので、個人的な意見ですが、概要が欲しい。だから再評価に関しては、継続、計画変更、中止などをここで示して欲しい。公表するということは、一般の方も見るので、要

領第 4 号要件とか言われてもわからないので、これこれこういう理由で中止とか、これこれこういう理由で変更とかと書いた方が個人的にはいいかと思っております。

(事務局)

評価対象事由は、なぜ再評価を行う必要があるのかを説明する部分になります。継続とか計画変更というのは、対応方針になります。

再評価を行わなければいけない理由があり実施するのですが、事由をお示しして、評価の視点で確認し、対応方針を決定するという流れになります。

今、お示ししているシートに記載しているものでいうと、事由は再評価後一定期間を経過した箇所ということですが、一定期間というのは 5 年になります。それらの該当理由をお示したことになります。

(事務局)

ご意見をいただいている内容は、評価対象事由だけみてもよくわからないということでしょうか。例えば、この案件であれば「前回再評価から 5 年経過したので再評価になりました」と記載するということでしょうか。

(小山委員)

そうですね。これだけ見てもわからないので。

(五味委員)

ご苦労されているのは承知しているので、恐縮ですが、一見してわかるのかというと難しいと思う。特に再評価については、何故、再評価をする事案なのか、再評価をするうえで何が課題なのか。今後、その課題をどの様に対応していくのか。そういったものを読んですらすらと理解できる形に、多少時間がかかってもいいので、公表前提であれば、極力わかるように整理できればと思っている。

(熊谷委員長代理)

今のご意見を踏まえて、もう一度確認させていただく機会を設けてください。

(豊田委員)

事後評価の中に 5 年と 3 年のものがある。違いは何かあるのか。

（事務局）

事後評価は、通常 5 年としているが、事業の性質から判断し、効果の発現時期を考慮して 3 年なり、1 年で評価を実施する事業もあります。

（豊田委員）

ということは、街路と道路環境対策は、3 年ということでしょうか。事業で決まるということになりますね。

（事務局）

はい。そういうことになります。

（奥山委員）

その先は、実施しないのか。計画の時は、40 年先を見据えている。もう 1 回若しくは数回実施するという制度でもいいと思う。人と時間が足りないというのはあると思うが。もし可能であれば、検討いただければと思う。

（事務局）

同じ様な視点で比較するということでしょうか。

（奥山委員）

同じところを 5 年後は良かったが、10 年経ったら思った効果が出ていなかったという評価も必要ではないか。

（事務局）

県としては、5 年とか 3 年前に終わった事業ということもあり、毎年新たな箇所が出てくるのでという思いもある。逆に出来て 5 年経過時の評価のみではなくその後も確認した方がよいのではないかということですね。

（熊谷委員長代理）

非常に重要な視点だと思います。

（事務局）

それを活かすのは、さらに先になるので息の長い話になる。10 年後の現状確認のような

意味合いもあるのかと思う。

（熊谷委員長代理）

全てでなくてよいと思う。5年後の評価時に「この箇所は長期的にみる必要がある案件」と判断された場合は、やってみるということでもよいと思う。あるいは全県的に見て公共事業は長期的にどのような効果があるのかを評価する意味もあるのではないか。

非常に重要な議論だと思うので、引き続き、検討をお願いしたい。

（熊谷委員長代理）

それでは、議事の（１）から（４）については、これで終了させていただきたいと思います。その他、今後の予定などについて事務局の方からお願いします。

（事務局）

今後の予定について説明をさせていただきます。

次回ですが、本日抽出していただきました箇所の現地調査をお願いしたいと考えております。日程については、現地調査を８月２８日木曜日、第２回委員会を９月３日に開催したいと考えております。行程や時間については、詳細が決まり次第お知らせいたします。なお、現地調査箇所の選定にあたっては、現地で確認いただくことがふさわしい箇所をより多くご覧いただくため、移動距離が長い箇所や、近景では全体の状況がわかりにくい箇所については、第２回委員会時に事前に撮影した写真や動画などを活用して説明させていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（熊谷委員長代理）

事務局より説明がありました８月２８日に現地調査。それから９月３日に第２回委員会において審議箇所について、写真や動画等で説明していただくというような詳細審議のあり方について、よろしいでしょうか。

<意見等なし>

（熊谷委員長代理）

前年度の委員会でも、このやり方でよろしいというご意見だったと思いますので、これで進めていただければと思います。よろしくお願いします。

それでは、スケジュールについては、後日事務局から案内をいただくということをお願いいた

します。

以上でございますが、その他連絡事項等がございましたら、あるいは委員の皆様全体を通して何か要望やご意見等がございましたらお出しいただければと思います。

よろしいでしょうか。なければ以上で本日の議事は終了とさせていただきますと思います。

(事務局)

本日は、長時間にわたりご審議をいただきましてありがとうございました。また、熊谷委員には急遽進行をお願いすることとなりましたが、快くのお引き受けいただきまして大変ありがとうございます。以上をもちまして令和 7 年度第 1 回長野県公共事業評価監視委員会を閉会といたします。大変ありがとうございました。